

寒川浄水場排水処理施設更新等事業 意見交換会結果概要の公表について

寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る意見交換会に関する要綱に基づき平成 14 年 10 月 22 日(火)地球市民かながわプラザにおいて開催いたしました意見交換会の結果概要について、同要綱 4 の規定により公表します。

なお、本資料は当日の県企業庁と参加事業者の皆さんとの意見交換の内容を整理したものです。

1 意見交換会の目的・趣旨

これまでの神奈川県での先行事例における質問回答、意見招請等のやりとりを拝見しますと、公共側と民間企業の皆さんとの間で、物事の見方、考え方に違いがあるように感じております。P F I 事業をより良いかたちで実施していくためには、公共側と民間側双方が、事業に対するお互いの視点や考え方の違いを理解し、歩み寄ることが大切ではないかと考えております。

そこで、今回、寒川浄水場排水処理施設更新等事業を P F I 事業として推進するに当たり、従来の質問回答と意見招請に加え、さらに幅広く事業者の皆さんの意見をお聞きするとともに、県企業庁の考え方をより良く理解して頂くため、意見交換会を開催するものです。

2 意見交換会の進行

意見招請で民間事業者から寄せられた意見の中から、主なものを県企業庁で取り上げ、これらの意見に対する現時点での県企業庁の考え方を説明した上で、事業者との意見交換を行いました。

なお、民間事業者出席者は、13 社 50 名でした。また、以下企業名の記載については、株式会社を省略した略称としています。

3 意見交換の概要

脱水設備の脱水能力に関する意見

(意見招請での主な意見)

県企業庁は、脱水設備について、脱水ケーキの含水率を 35%とする脱水能力を求めているが、これを必須条件とすると再生利用に関する事業者の提案の自由度を狭めてしまう。事業者の提案に委ねるべきではないか。

(県企業庁の考え方)

脱水ケーキの再生利用に係る市場の変動によって当初の方法による再生利用を継続できなくなった場合や、S P C が破綻してしまい、県企業庁自らが脱水ケーキの処理

を行わなければならないような場合にも、対応可能な施設を整備する必要がある。そのためには、再生利用の選択肢を広げておくことが望ましく、含水率を 35%とする脱水能力を求めている。

ただし、あくまで施設能力として 35%を要求しており、実際の運営に当たっての含水率は、事業者の提案に委ねる。

日立製作所

含水率 35%の脱水ケーキとなると、かなり乾燥したものであり、あまり一般的ではないと思う。東京都などでは、園芸用土目的であっても、脱水処理を施した後の含水率は 55~60%となっているし、家庭園芸用土としても 55~60%が一般的であると認識している。

県企業庁

関東近県の他の水道事業者へのヒアリングの中で、園芸用土として利用するに当たって、園芸用土加工業者との間で定めている含水率が 35%というところが多かったため、35%と設定した。

乾燥工程には、雑草などの種子を死滅させるという意味があると思うが、含水率 55~60%の場合、この点は大丈夫なのか？

日立製作所

加熱しながら乾燥させることで死滅させることができると聞いている。また、含水率 35%では、破碎、造粒するには乾燥しすぎていて扱いにくいと考える。

日立造船

農業用培地等の業者にヒアリングを行ったところ、含水率については 55~65%程度でないと粒状にできないと聞いている。含水率 35%では、粉状になってしまい、粒状にはできない。

20年間の事業期間の中で、脱水ケーキの減量化を図っていきたいとか、20年間の安定性を考えて 35%を要求するというのなら理解できるが、農業用培地にするのに適しているから含水率 35%にするというのであれば、理解できない。

実際、事業を行う場合には、含水率を 35%まで下げると扱いにくいと考えているので、途中の工程で取り出すこととなるだろう。

月島機械

我々が園芸業者にリサーチしたところでは、園芸用土にするには含水率 30~40%程度がよいといわれている。

再生利用の提案単価に関する意見

(意見招請での主な意見)

再生利用の提案単価について、10年間固定するとしているが、脱水ケーキの再生利用に係る市場の変動を長期にわたって予想できないため、10年間固定されてしまうと、

事業者にとっては大きな負担となる。3年ないし5年後には単価を改定できないか。
(県企業庁の考え方)

脱水ケーキを再生利用する市場は大きくないが、10年間については、事業者の責任で、再生利用業務費も見込んだ安定的な運営をしていただきたいという趣旨である。

再生利用の単価については、他の単価と異なり、毎年度、物価変動を反映させて料金改定を行えるような、適当な指標がなかったため固定としている。そのため、10年間のリスクを見込んだ単価が提案されることは承知しており、その上で10年間単価を固定することをお願いするものである。

提案時点では非常に安い単価で処理できるとしていたものが、事業開始2～3年で改定を要求されることになってからも県企業庁としては非常に困るので、10年間固定料金とする次第である。

月島機械

今後、浄水関係のPFI事業が増えていこうと考えている。他の関東近県あるいは神奈川県で、100%近い再生利用を要求するようなPFI事業が増えてきた場合、園芸用土をはじめとする各用途とも決して市場が大きい中で、(後発の事業の方が条件がよいなどの理由で、)引き受けが厳しくなってくる可能性はある。そう考えると10年というのは長く、せめて3年なり5年程度で見直してもらえないか。

逆に、20年間固定ではなく、10年間としている根拠はどこにあるのか。

県企業庁

今後、県企業庁で同様の事業を行う場合については、当該事業を取り巻く様々な状況に応じて条件設定を行うので、必ずしも本件事業と同様、10年間固定料金となるとは限らない。

なぜ10年なのかという明確な答えはない。県企業庁としては、当初、20年固定がベストであると考えていた。しかし、導入可能性検討調査における事業者ヒアリングの中で、20年間固定は非常に厳しいという意見が多かったこともあり、維持管理・運営期間中の半分である10年間くらいはお願いしたいと考えた次第である。

脱水ケーキの安定的な再生利用は、本件事業の目玉のひとつであり、短期間(5年程度)で見直されるようでは、目的が達成されているとはいえない。脱水ケーキが安定的に再生利用されるならば、10年間提案単価が固定されるリスクが、入札価格に上乗せされ、落札額が高くなったとしても構わないものとする。

また、事業開始後間もない時点での見直しは、入札で落札できなかった事業者に不公平感を与えることにもなる。

月島機械

各利用用途にあわせた業者とタイアップしていくことが必要だと考えるが、いずれの用途にしても小規模の業者が多いのが実状である。10年後の市況が見えない中で、こういった小規模な業者と、覚書等を締結して、リスクを分担、共存していくのは困

難である。事業者としてもさまざまな再生利用の方法を探っていくつもりである。県企業庁としては見直しが困難なのは分かるが、再考願いたい。

県企業庁

単価については10年間固定とするが、処分先については固定とは考えていない。複数業者の処理割合の変更や、業者自体の変更も、提案単価の枠内で可能である。

荏原製作所

事業期間中には、量の変動だけでなく、質の変動もありうる。また、活性炭注入等により浄水処理を行った場合に発生した汚泥についても受け入れなければならないとされているが、この場合、再生利用の用途が限定されることが起こり得る。これらの点から再生利用業務は事業者にとって大きなリスクである。再生利用の提案単価を固定する点についても、販路や市況の変化などリスクが大きい。10年間固定するというのではなく、事業者の提案に委ねて、幅を持たせるなどの対応をお願いしたい。

県企業庁

実際には、現在もコンクリートの原材料として100%の再生利用を行っているが、これを今後も続けていくのは困難という認識である。販路や用途を探っていくことにおいては、県企業庁がやっていくよりも、マーケットに精通している事業者の力を借りながら取り組んでいきたいと考えているところである。

瑕疵担保の存続期間に関する意見

(意見招請での主な意見)

瑕疵担保の存続期間については10年間としているが、従来の請負工事と同様、建物については2年間、機械設備については1年間に改めてほしい。

(県企業庁の考え方)

従来手法の場合は、公共側が直接、工事監理や完成検査を行うため、瑕疵のない完全なかたちで施設が引き渡されると考えられるので、瑕疵担保の存続期間は、民法の規定よりも短く設定されている。

一方、PFI事業の場合には、工事監理や完成検査についてもSPCに委ねることとなり、施設の品質を確保するためにも、民法上定められている最長期間である10年間の瑕疵担保期間を設定している。

ただし、質問が寄せられた、設備機器等について別途瑕疵担保期間を設定することについては、回答で示したとおり、検討の上、入札公告時に公表する。

富士電機

瑕疵担保については、SPCが負うことはできないので、プラント等の建設企業と何らかの協定を締結してリスクを移転することとなるが、県企業庁の考えのように一律10年ということでは、合意形成ができないものと思われる。施設・設備等の区分に応じた適切な瑕疵担保期間を定めてもらえるよう、再検討をお願いしたい。

県企業庁

民法の規定とは別に、瑕疵担保期間についてプラント等の建設企業との間で取り決めた場合、別途覚書等を締結するという取扱いになるということか。

富士電機

P F I に関していえば、プラント等の建設企業と建設工事契約を行う際に、性能保証期間というものを、S P C に課せられている条件に従って取り決めることになる。瑕疵担保期間が 10 年とするならば、当該条件をプラント等の建設企業が受け容れられるかによって建設工事コストが大幅に異なることとなる。

プラント等の建設企業が S P C の出資者となった場合であっても、建設企業という立場と出資者という立場では一線を画すこととなるので、S P C と同様の瑕疵担保責任を負うことにはならない。

不可抗力による工期延長、運営開始遅延による増加費用の負担区分に関する意見 (意見招請での主な意見)

不可抗力による工事遅延等による費用の増加及び損害について、遅延期間が 3 ヶ月以内であれば、その費用が事業者の負担とされているが、不可抗力に係る他の規定と同様、事業者の負担を本件工事費等の 100 分の 1 とするように見直してほしい。

(県企業庁の考え方)

県企業庁としては、現在の脱水施設がかなり老朽化していることから、運営開始の遅延は極力避けたいと考えており、また、万が一、遅延してしまった場合でも、その遅延期間はできるだけ短縮したいと考えている。

そこで、不可抗力による費用増加であっても、運営開始の遅延に関して、3 ヶ月以内の増加費用、損害の負担を事業者とすることで、より迅速な対応を促したいという趣旨である。100 分の 1 の費用負担よりも迅速な対応に資するものと考えている。

富士電機

3 ヶ月までの増加費用を S P C が負担することで遅延の復旧が早まるのではという県企業庁の期待があるということであったが、3 ヶ月間で発生する費用の増加分が青天井(無限大)であるならば、S P C が耐えられる限界がどこにあるのかを検証する必要がある。逆に、遅延を早く復旧させた場合に S P C に対して何らかのインセンティブを与える方が現実的ではないか(例えば、不可抗力における損害に関する(従来にはこの規定はありません。)100 分の 1 ルールを基本に、遅延が起こった場合、県企業庁と S P C で合意の上、復旧に要する日数の 80% の日数で復旧したら、100 分の 1 の負担を免除とするルールを定めるといった対応が考えられる。)

いずれにしても、3 ヶ月までの増加費用を一律に S P C に負わせるのは公平ではないと思われるし、負担が大きすぎると考える。

三井物産

不可抗力全般について意見を申し上げたい。「契約書（素案）」を見ると、不可抗力への対応について、100分の1ルールを適用しているところが見受けられるが、100分の1のベースとなる金額については、「本件工事費等」であったり「増加費用又は損害」であったりしている。このうち「増加費用又は損害」とされている部分については、ベースとなる金額が確定していないので、たとえ100分の1であっても負担するのは困難であると考えている。

また、SPCに不可抗力についての負担を強いる場合、それに対するリザーブ資金を積み立てる必要があり、結果として県企業庁が支払うサービス購入料の増加につながることになる。このあたりの事情も考慮していただきつつ、不可抗力についてより詳細な取り決めをお願いしたい。

県企業庁

不可抗力については、県企業庁にもSPCにも責任はないが、SPCについても応分の負担をお願いしたいという趣旨で100分の1と定めている。「増加費用又は損害」をベースにすると負担が困難であるという場合、具体的に何をベースにするのがよいと考えるのか。

三井物産

工事費等をベースに設定するなり、何か新たに具体的な金額を設定するなり、最低限何か具体的に負担額を限定できるようにしてほしい。いずれにしてもSPCとしては当該リスクに見合う資金を留保しておく必要があるので、結果として県企業庁が支払うサービス購入料が高額になるのを懸念している。

県企業庁

入札で行う以上、提案価格が安いに越したことはないが、県企業庁としては水道水の安定供給が最も重要であると考えており、入札予定価格を下回る提案価格であれば、VFMは達成しているという認識である。資金を留保する、保険をかけるなどリスクヘッジの考え方はSPCによって異なると思うが、それに要する費用を見込んだかたちで提案してもらえればよいと考えている。

不可抗力の負担に関しては、県企業庁としても悩んでいるところである。具体的な案の提示があれば、検討の余地があると思うのでお願いしたい。

荏原製作所

100分の1ルールについては、「公共工事請負約款」に定められており、承知している。しかし、建中期間には、仮に本件工事費等が100億円の場合、1億円をSPCで留保しておくというのは困難である。また、維持管理・運営期間においては「増加費用及び損害」の100分の1を負担しなければならない可能性がある状態が20年間続くことになり、SPCがリザーブ資金を継続して保有することは極めて困難でありそのことが経営の不安定化を招くこととなる。

不可抗力というのは基本的に事業者が負うことができないリスクと認識している。保険でカバーするにしても全部をカバーできるものではない。SPCが毎年の利益を留保したり、積み立てたりしても、事業者が負担することができるのは極めて小規模な修繕程度、せいぜい数十万～100万円程度なのではないか。PFIは公共事業であり、県企業庁から支払われた金額をほぼそのまま支出してしまうものであると考えている。帰責事由が県企業庁と民間事業者のいずれにもない不可抗力で多額の支出があると、SPCの経営が危機に陥ってしまう。そう考えると、上限で100万円程度ということになる。

三井物産

維持管理・運営段階に入ってから負担額（「増加費用及び損害」の100分の1）は無量大ということになる。この部分を含め、不可抗力については再考願いたい。

県企業庁

不可抗力は民間でも公共でもリスクコントロールできるものではないので、基本的には公共側が負担するというスタンスである。だからといって、事業者はそのすべてについて免責されるわけではなく、共同で事業を行っていく以上、一定の負担をお願いしたいということである。「100分の1」であるとか、「3ヶ月」といったものには、こういった県企業庁の考えが込められている。

不可抗力に対する費用負担への備えとしては、資金の内部留保や保険などがあると思う。指摘の通り、「増加費用又は損害」が定まらないため、事業者の負担が青天井となるということもあろうかと思うが、県企業庁としては、すべてを内部留保で対応する必要はないのではないかと考えている。

維持管理・運営期間中のペナルティの範囲に関する意見

（意見招請での主な意見）

維持管理・運営期間中のペナルティによるサービス購入料の減額が、施設整備に係る割賦代金相当分にまで及んでしまう仕組みを改めてほしい。

理由としては、金融機関から融資元利金の回収リスクが高いと判断され、資金調達が困難になる可能性があること、BTO方式の場合、施設の所有権は県企業庁に移転されるため、その部分についてSPCは自らの債務を履行しており、割賦代金相当分は確定債権となることの2点がある。

（県企業庁の考え方）

神奈川県のパFI事業においては、「サービス購入料は一体不可分」と考えている。本件事業においては、浄水場から送られる汚泥の排水処理を行い、発生する脱水ケーキを再生利用すること及び上澄水を返送することが、県企業庁に対して提供されるサービスであり、各サービスを分割することはできない。施設の完工等にかかわらず、それぞれについて事業者が一定以上の水準を満たすことができない場合には、県企業

庁の行政目的は達成できていないものとして、ペナルティを課すこととなる。

また、本県としては、行政、事業者、金融機関の3大プレーヤーが、それぞれ適切なリスクを負担することによって初めて有効なPFI事業が遂行できると認識している。そのため、SPCに融資を行う金融機関に対しても適切なリスクを負担願うことを期待している。仮にサービス購入料の減額対象から施設整備費の割賦代金及び支払利息を除外する場合、SPCに何らかのペナルティがあった場合でも、金融機関にとっては融資を行った元利金が保全されることになる。そのような状態では、金融機関によるSPCの維持管理・運営に対する関心が薄くなり、SPCに問題が生じた場合においても事業建て直しに対するインセンティブが失われ、ステップ・インを実行することにも消極的になるものと考えられる。行政としては、SPCの維持管理・運営に対する金融機関の関与は必要不可欠と考えており、施設整備費の割賦代金及び支払利息をサービス購入料の減額対象とすることで、金融機関に「SPCが適切に事業を遂行しないと回収できないリスク」を分担してもらい、行政とともにSPCを監視していくことが必要と考えている。

三井物産

今回の事業については、建物主体のPFIと異なり、維持管理・運営に重きを置いた事業であると考えている。そのため、ファイナンスアレンジの面においても、維持管理・運営部分の事業性の精査が非常に厳しく行われるものと思われる。

重要なのは、事業性の精査を経て事業が成立することであり、その上で応分なコスト負担を考慮していく必要がある。

意見招請でも申し上げているが、割賦代金相当部分（施設整備費相当額）についてはペナルティの対象から外してもらえよう、再考願いたい。

県企業庁

県企業庁としても、金融機関が、自らリスクを分担するという観点から応募者の構成や提案スキームを精査し、事業性を判断した上で「関心表明書」を出しているものとして、その役割に期待を寄せているところである。

逆にこちらからお伺いしたいのだが、今回のようなBOT方式の事業でなく、BOT方式の事業であっても同様に考えられるのか？

三井物産

BOT方式であるならば、割賦代金相当部分をペナルティ対象とするような考え方もあるのではないかと。

県企業庁

BOT方式の場合、割賦代金に相当する部分は賃借料として整理しているが、建物代金の構成について、基本的にはBOT方式とさほど変わらない。SPCの所有権の有無だけで、取扱いが分かれてくるものか。

荏原製作所

ゴミ処理プラントを対象とした事業の場合、公共からの支払は固定費と変動費により構成される。事業が成立するか否かという観点から見ると、BOT方式、BTO方式にかかわらず、初期投資に係る部分については固定費に含まれる。そうでないとプロジェクトファイナンスを組成できないと金融機関も公共セクターも考えているものと理解している。

県企業庁

県企業庁でも、サービスフィーの構成については検討を重ねているが、ペナルティのかけ方とは異なる議論になると考えている。

ペナルティについては、「固定的に支払う部分」「需要等に応じて変動して支払う部分」といった考え方とは別に、県企業庁が求めているサービスに対して完全な履行がなされなければ減額する、という考え方であるので、一致するものではないと考えている。

荏原製作所

ペナルティ範囲に関するこういった考え方は、金融機関に前もってヒアリング等を行った結果出てきたものなのか。金融機関がこの考え方で受けてくれるのかという危険を受ける。

県企業庁

アドバイザーを通してヒアリングを行っており、厳しいという話は承知している。ペナルティの詳細まで見てもらえれば、相当問題がない限り、割賦代金相当部分にまで及ぶことはないと思う。今後、詳細を公表していく中で、金融機関に判断していただければよいと思う。

清水建設

いかにして資金を調達するのかということにつきると思う。割賦代金相当部分が債権として確定しているかどうか金融機関が重視する点だと思うが、割賦代金に相当する部分までペナルティが及ぶということになれば、難色を示すと思う。

金融機関にも応分のリスクを負ってもらうという話があったが、入札説明書等に県企業庁と金融機関が締結する直接協定の概要を示してもらえると、事業者と金融機関の間で行われる協議に資するものと思われる。

三井物産

施設の割賦代金については、会計上、延払の経理処理をすることとなる。当該処理をするためには延払契約が必要となるが、PFIに関しては施設整備だけでなく維持管理・運営なども含めた、様々な要素を併せ持った契約ということになる。県企業庁としては「サービスを一体で購入している」とする一方で、国税当局に対しては「あくまでひとつの契約ではあるが、施設整備の契約がその中の要素として存在し、それに基づいて延払を行う」としてSPCが会計処理することを是認する（注：国税当局に否認された場合のリスクは民間事業者側が負担するとしても）こととなる。こうい

った解釈について問題はないのか。

また、応札する段階で、事業者側から国税当局にこれらの件を確認するのは困難と考えているので、可能ならば県企業庁から確認していただければと思う。

県企業庁

税務・会計面についても、アドバイザーと検討した上で、「契約書（素案）」を作成しているが、この件について即答はできない。指摘の通り、PFIの事業契約は、「設計・建設」「割賦販売」「維持管理」などの混合契約であるとの認識である。契約書を分割することは考えていないが、会計面・税務面との関係で、入札公告前段階での条項の追加や、修正、契約締結後の覚書の締結などの対応は可能である。入札により事業者選定を行うので、入札公告で示した「契約書（案）」で契約していただくこととなる。現段階で意見をいただける分には、県企業庁としても検討する余地があるので、よろしく願いたい。

国税当局への確認等については、要望があれば、可能な限り対応したい。

インプット条件（固形物発生量）設定の考え方

（意見招請での主な意見）

これまで排水処理施設を運営してきた実績では、月間の固形物発生量は560ds-t/月であったが、本件事業においては、計画値を2,500ds-t/月と設定している。両者にかなり開きがあるのはなぜか。

（県企業庁の考え方）

560ds-t/月はこれまでの実績であり、現在の寒川浄水場の排水処理施設は、台風等で非常に高濁度となったときの汚泥を全量処理するだけの能力を持っていない。このため、河川が高濁度となったときは、取水量を減らすなどの対応を強いられてきたという経緯がある。この事業の目的は、浄水処理に伴って発生する汚泥を安定的に処理し、水道水を安定的に供給するところであり、高濁度時にも一定の水道水を供給しなければならない。そういったこともあって、過去20年間の実績（最大値）に基づいて、2,500ds-t/月という数値を設定している。

荏原製作所

2,500ds-t/月という最大の月間固形物発生量とあるが、実際にプラント設計を行うにあたっては、濃度や1日当たりの処理量、何年に1回程度の頻度で起こりうるのかといったデータを教示願いたい。また、過去20年間の状況で数値を決定したということだが、脱水設備より手前の総合排泥池や濃縮槽の施設能力は十分に足りているのか。

県企業庁

固形物量と濃度の関係を明確に示すのは困難であるので、想定していただくしかないと考えている。2,500ds-t/月という数値は、毎週のように台風による大雨が起こった平成3年9月の数値を基に設定しているが、この20年の中でも突出した例であり、頻

度については何ともいえない。夏季の高濁度時の数値であるので、濃度についてはかなり高く、脱水性が極端に悪いということは考えられない。2,500ds-t/月という数値は、夏季の高濁度時に起こりうるという認識でよろしいかと思う。

既存の総合排泥池及び濃縮槽の容量は約 10,000m³であり、高濁度時の夏季にはゆとりを持った運転をお願いしたい。どのように運転していくかを検討する中で、脱水設備の能力を設定していただきたい。

日立製作所

参考資料によると、過去 20 年間の平均で 230ds-t/月、最大 568ds-t/月とあり、平均値の 10 倍ほどの処理能力を要求されていることとなる。20 年間に一度の確率であるならば、平均値あるいは余裕を見て平均値の 2 倍程度の計画値を設定するという事はできないか。設備として無駄になるし、維持管理にもかなりのコストがかかってしまうと思う。

県企業庁

台風等の高濁度時においても安定的に排水処理を行うために 2,500ds-t/月という設定をしているところであり、よろしくをお願いしたい。また、この 2,500ds-t/月という数値もピーク時をカットした数値である。ピーク時をカットしなければ 4,000ds-t/月となる。

荏原製作所

通常は最大 568ds-t/月であるなか、2,500ds-t/月という数字は突出しており、このときの詳細データがプラントを設計する上で非常に重要であると考え。最大値設定のベースとなった、平成 3 年 9 月時の 1 日あたりの汚泥処理量 (m³)、汚泥濃度等のデータを見ることはできないか。

また、既設機器の詳細の仕様、二次濃縮施設の処理量は全量処理であるのか一部処理であるのか、もし一部処理であるならばどのくらいの量かなどの現状を教示願いたい。さらに、現行の排水処理で問題点等があれば、この点も教示願いたい。

県企業庁

データは存在するので、お示しすることは可能である。(16 ページ【参考】汚泥処理詳細データを参照してください。)

本日、現行濃縮施設の構造図等を持参しているので、意見交換会終了後、閲覧していただければと思う。また必要ならば貸出しも行うので、コピー等していただければと思う。

二次濃縮施設については、全量処理できるだけの能力設定をしていない。冬季に 1 日の脱水機への打ち込み量の約半分程度を処理し、一次濃縮しただけの汚泥と混合して脱水施設に送り込んでいる。夏季については二次濃縮しなくても脱水施設での処理が可能であるので、二次濃縮施設は使用しない。

また、現状の問題点としては、冬季の低濁度時に汚泥の濃度が下がってしまうこと

から、脱水効率が悪くなってしまい、脱水機の運転時間を延長して対応していることがあげられる。また、脱水効率の低下によって、濃縮施設、二次濃縮施設に汚泥が貯まってしまい、総合排泥池から返送される上澄水に濁りが出てしまうこともある。

細かいデータについて、希望のものがあれば、11月5日(火)に本意見交換会の概要をホームページ上で公開する際に、できる限り公表することとしたい。

その他

月島機械

「契約書(素案)」第65条第2項に、契約保証金の納付の免除を求める場合として、別表9による保証書を県企業庁に差し入れるか、工事期間中の履行保証保険を付保することとされているが、前者の場合は新設施設の完工・引渡だけでなく、維持管理・運営等の遂行も含まれており、出資者の負担が大きくなっている。この点について検討の余地はないか。

県企業庁

これらの規定は、県企業庁の財務規程に基づくものであるので、見直すことは困難である。

契約保証金については、事業者負担とならないように、契約保証金の納付に変えて、債券等の差し入れの他、保証書の差し入れ、履行保証保険の付保による免除など、いくつかのパターンを考えてお示ししているので、負担にならないパターンを選択していただければと思う。

月島機械

「実施方針等に関する質問への回答」のなかで、廃掃法第21条に基づく技術管理者を、SPCの支配下におかなければならないとしているが、これは、SPCの社員であり、かつ、専従であり、しかも現場に常駐しなければならないものと解釈しているが、この解釈でよいか。

県企業庁

その解釈でよい。

三井物産

「契約書(素案)」に別添として関係者協議会要綱が示されており、第3条に組織として委員が列挙されているが、県企業庁側と事業者側の構成人数は同数にしてもらえるのか。

県企業庁

関係者協議会の人数については、同数を想定している。

従前のPFI事業において、「条件規定書」や「契約書(案)」に関係者協議会での協議を行う旨規定していたにもかかわらず、関係者協議会の組織、位置付けがどのようなものであるのかを示していなかった経緯があり、本件事業においては「契約書(素

案)」とともに示した次第である。

本件事業については、基本的に契約変更を行うという手続が定められていない。万が一、契約内容を変更しなければならないという局面においては、両者の責任ある立場の者同士が合意を形成する必要があると、そういった趣旨から関係者協議会を設置することとしている。県企業庁とSPCの間で紛争があった場合にも関係者協議会の場で協議を行い、その後訴訟ということとなる。

また、担当者レベルでの合意形成についてはワーキンググループを設置して、対応していくこととなる。

三井物産

関係者協議会要綱第10条で、委員以外の出席として融資金融機関も想定されているが、ファイナンスアレンジを行った融資金融機関にはもう少し高い地位と権限を与える必要があると考えるが、見解を伺いたい。

県企業庁

県企業庁としては、関係者協議会を県企業庁とSPCの協議の場であると考えている。融資金融機関と県との間の協議や連絡については直接協定のなかで規定することとなる。

先ほど、直接協定の概要を示してほしいという要望をいただき、県企業庁としてもできる限り対応できればと考えているが、これまでに神奈川県が実施した4件のPFI事業においては、交渉過程における融資金融機関の要望もあって直接協定の公表は差し控えている事情もあり、どの程度お示しできるのか結論が出ていないという状況である。

荏原製作所

瑕疵担保の議論の中で、「工事監理もSPCが行うから瑕疵担保期間を10年にした」というような趣旨の話があったが、これは建設期間中におけるモニタリングは行わないという意味か。

また、落札後の提出書類については、廃掃法の設置許可及び業の許可に必要な程度の図面を提出すればよいのか。

県企業庁

建設期間中におけるモニタリングについては行わず、SPCが建設期間中に実施する検査に立ち会う程度である。

また、「契約書(素案)」第12条から第14条のとおり、提案をもとに作成された設計図書及び完工時点での竣工図書については、県企業庁に提出していただくこととなる。

月島機械

脱水ケーキについて、不法投棄又は不法な埋め立てを行った場合は契約解除とされているが、盛り土材など建設用土として利用することは、不法な埋め立てと解釈され

ることではないか。

また、脱水しただけの汚泥を粉砕して、とくに加工等を行わずに利用するという用途でも差し支えないか。

県企業庁

ともに問題ない。

大成建設

施設を所有していない事業者であっても、廃掃法上の許可手続上、問題はないか。

県企業庁

廃掃法上、許可を受ける要件として、所有権の取得は求められていない。施設に対する賃借権等の使用権原が明確であれば足りる。

県企業庁

ここで、県企業庁から下記の3点について、事業者の皆様にお伺いしたい。

- A 運営開始までの物価変動については、事業者側のリスクとなっているが、この点についてはどのように考えるか。
- B 民業事業者の視点から、BOT方式とBTO方式、どちらの方が取り組みやすいのか。
- C 今回初めて民間事業者との意見交換会という場を持ち、県企業庁としては非常に有効であったと考えているが、民間事業者側からはどのように考えるか。

月島機械

Cについて。10月18日に「実施方針等に関する質問に対する回答」が公表されたばかりであり、検討する時間が少なかった。また、意見招請の結果について公表されたあとに意見交換会が行われた方が良かったのではないかと感じる。

三井物産

Bについて。実体が先行して法制度等があとからついてくる状態の現時点においては、BTOの方がVFMが出るのではないかと考えている。BOTの場合は、SPCが資産を保有することに関して税金が発生することや、事業期間と償却期間が一致しない問題など、制度上の問題が整備されていないなど、現時点では問題点が多い。

荏原製作所

Bについて。税制度等との関連からいえば、BTO方式の方が良いと思っている。しかし、維持管理の段階に移ると、公共が所有し、SPCが維持管理を行うという、お互いの責任分担が不明確になるという問題が生じる。この観点からはBOT方式の方がよいとも言える。

三井物産

Bについて。維持管理段階におけるBTO方式の問題点については認識している。

事業の範囲に大規模修繕が含まれる場合、ともすれば、大規模修繕は、県企業庁にとって新たな財物を購入することになるのではないかという解釈も考えられ、第三者に対して説明が可能なのかという懸念がある。

県企業庁

Bについて。P F Iと無関係に、公共が所有する施設について「使用許可」というかたちで民間事業者や団体等に貸し付けて使用させるということが行われている。本件事業についてはP F I契約があることから特段の「使用許可」を行うものではないが、元来、「使用許可」において許可を受けた者が加工・改造等を行うことを許容することは可能である。

本件事業についても、新設施設の所有権は県企業庁にあるものの、現に占有して使用するのはS P Cであり、無条件ではないものの、維持管理を行うなかでの改造等を行ってもらっても構わないという考えである。所有権が県企業庁にあるからといってS P Cが維持管理を行うに当たって支障がある訳ではない。

【参考】汚泥処理詳細データ

本件事業における固形物発生量は、過去 20 年間（1982 年度～2001 年度）の原水濁度データを基に浄水場に流入する汚泥量をシミュレーションにより求め、その最大値である平成 3 年 9 月の値を採用している。その時の汚泥処理状況として同年 9 月及び 10 月の排水処理データを表 - 1 に示す。

表 - 1 平成 3 年 9 月及び 10 月の処理状況

項 目		9 月	10 月
脱水機への打込汚泥量	月合計	1,347 m ³	2,393 m ³
	日平均	122 m ³	133 m ³
脱水機への打込汚泥濃度	月平均	8.3 %	9.3 %
平均ろ過速度	月平均	8.9 kg-ds/m ² ・hr	9.6 kg-ds/m ² ・hr
固形物処理量	月合計	111.2 ds-t	225.7 ds-t
	日平均	10.1 ds-t	12.5 ds-t

また、寒川浄水場における排水処理量が最大となった平成 2 年 10 月の処理状況を表 - 2 に示す。

表 - 2 平成 2 年 10 月の処理状況

項 目		平成 2 年 10 月
脱水機への打込汚泥量	月合計	6,111 m ³
	日平均	235 m ³
脱水機への打込汚泥濃度	月平均	9.3 %
平均ろ過速度	月平均	11.4 kg-ds/m ² ・hr
固形物処理量	月合計	568.0 ds-t
	日平均	21.9 ds-t